

報道関係者 各位

令和6年8月9日

【照会先】労働基準部 賃金室

室長 渡辺 義幸

室長補佐 井上 宏子

(代表) 092-411-4578

(直通) 092-411-4551

## 福岡県最低賃金の51円引上げを答申

### — 福岡県最低賃金額は992円へ —

本日、福岡地方最低賃金審議会（会長 まるたにこうすけ 丸谷浩介）は、福岡労働局長（おのでらのりこ 小野寺徳子）に対し、福岡県最低賃金を51円引上げ、**1時間992円**に改正することが適当であるとの答申を行いました。また、付帯決議を併せて行っています。

福岡労働局では、この答申に基づき速やかに所定の事務手続きを進めていきます。

#### 記

#### 答申の要旨

- 福岡県最低賃金を**1時間992円**とする。  
中央最低賃金審議会の引上げ額の目安50円にプラス1円
- 効力発生の日は、令和6年10月5日の見込みである。
- 付帯決議として、以下(5点)を付する。
  - 中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、「パートナーシップ構築宣言」の拡大と実効性向上に取り組むこと。また、エネルギー費、原材料費、労務費全ての価格転嫁が福岡県の中小企業においても進むよう、取組みを一層強力に推進すること。特に、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、下請法の執行強化を行うこと。さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくこと。
  - 中小企業・小規模事業者の収益力改善、事業承継等に対する支援を強化すること。また、労働生産性向上に向け、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援を強化すること。
  - 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むこと。特に、業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者が活用できるように運用改善及び制度の拡充を図ること。
  - 最低賃金引上げが企業経営や地域の雇用に与える影響について、都道府県別、産業別に調査・研究を行うこと。そのうえで、最低賃金のあるべき水準や決定方法など最低賃金の在り方についての議論を進めていくこと。
  - 地方における最低賃金審議会及び専門部会に関し、十分な調査審議の日程、時間の確保や発効日を考慮し、地域別最低賃金額改定の目安についての地方に示す日程、いわゆる中央最低賃金審議会の答申の日程を早めること。

## 1 引上げ額・引上げ率

現行の最低賃金額1時間941円に対し、引上げ額は51円、引上げ率は5.42%。

## 2 答申に至った審議経過

7月5日、福岡労働局長から福岡地方最低賃金審議会に、福岡県最低賃金の改正決定に関する諮問が行われ、同審議会はこれを受け、福岡県最低賃金専門部会を設置し、審議を重ねてきました。

同専門部会においては、中央最低賃金審議会の引上げ額の目安（全ランク50円）を参酌するとともに、県内各地域の関係労使の代表等からの意見聴取の内容、県内の経済・雇用情勢、消費者物価上昇による働く者への生活への影響等を踏まえながら、慎重に審議を重ねた結果を専門部会報告としてとりまとめ、当該報告の内容に基づき福岡地方最低賃金審議会が答申を行いました。

なお、福岡県最低賃金については、中央最低賃金審議会が示した方法による計算において、最低賃金が生活保護費を下回っていなかったことを申し添えます。

## 3 福岡県最低賃金の改正の推移

年度	最低賃金額 時間額（円）	引上げ額 （円）	引上げ率 （%）
平成29年度	789	24	3.14
平成30年度	814	25	3.17
令和元年度	841	27	3.32
令和2年度	842	1	0.12
令和3年度	870	28	3.33
令和4年度	900	30	3.45
令和5年度	941	41	4.56

（引上げ率の欄は、小数点第三位を四捨五入）

福岡県最低賃金は、月給、時間給、出来高給等の賃金制度や、常用、臨時、パート等の雇用形態を問わず、福岡県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。